

平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

平成23年12月2日(金曜日)午前10時01分 開会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
5番	古橋智樹君	14番	栗山千勝君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

11番 小座野定信君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	吉藤稔君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (4) 田谷文子 議員
- (5) 山内庄兵衛 議員
- (6) 古橋智樹 議員

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(4) 田 谷 文 子 議員

(5) 山 内 庄兵衛 議員

(6) 古 橋 智 樹 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(4)	田谷文子	1. 副市長の基本姿勢について
(15)	山内庄兵衛	1. 防災について（危機意識が低い長の姿勢について）
		2. 小中学校の統廃合への取り組みについて
		3. 原発事故による風評被害と補償について
		4. 石岡斎場問題について
(5)	古橋智樹	1. 市内企業への法人市民税・固定資産税による経済支援策について
		2. 市の社会保障予算拡充の適正規模と国保算定ミスの責任について
		3. 市長の市財政破たんの試算と財政計画と虚構について
		4. 公益法人の利益と目的税による民間事業について
		5. 神立停車場都市計画路線における用地・建物の補償概算について
		6. 市長新盆見舞いの謝罪と公選法違反の認知について
		7. シルバー人材センター契約終了直後の民間事業者複数年契約について
		8. 一部事務組合の管理者会議開催における決定権限について

開 議 午前10時01分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から所用による欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、5番古橋議員より、所用によりおくれるとの連絡がありましたのでご報告をいたします。会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

平成23年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目として、市内企業への法人市民税・固定資産税による経済支援策について質問いたします。

依然続く景気の低迷と未曾有の震災からなかなか復興まならない日本の現状であります。ここ近年比較的安定した評価があったユーロ圏の経済情勢も、今やギリシャの財政危機を発端に、ヨーロッパ中の国々が炎上している状況であります。これら資産の影響は、よくも悪くも早くあらわれることもあり、なかなかあらわれないものでもあります。今やインターネットにより、各個人や家庭も気軽にトレードできる時代、携帯電話のゲーム製作等のインターネットベンチャー企業が、プロ野球チームをも買収できるほどの成長も可能な世の中でもあります。

すなわち、世の中の金銭がいずこへ消えてしまっているわけでもありません。特にこの日本の円はいずこかによどんでいるものであります。国の一般会計は92兆4000億円ほどですが、総務省統計局によるデータで、日本の1400兆円という個人金融資産の7割以上は60歳以上の世代が持っているものと推察されております。が、一方政府の国の借金は、2011年度に予算の国債発行額44兆円を足して900兆円を超え、さらに復興予算が今後二、三年には加わりまして、1000兆円を超えるだろうという推測もございます。

何が言いたいのかと申しますと、先ほどのよどんでいる金銭を国や自治体が次世代、子供たちのローンカードで借りて事業を興せているのですから、それらの事業の費用対効果は直接子供たちの背負う返済にまで届かないとならない、すなわち税収に結びつけないとならないということでもあります。私たち現役世代の負担を減らすだけでは、金の流れがますます鈍化する一方であります。子ども手当や公共料金の値下げ等、負担が減った皆さんの財布の中身は、責任を持った経済効果として、整った金の流れ、時限を持った金の流れをつくり出せないのであります。日本は震災からの復興とともに、国民・市民の負担軽減ではなく、世の中の金銭の流れが次世代にも公平に回るよう努めること。あこぎな表現では決してありません。これが税金を預かる役所の目指していただきたいまちづくりの本音でございます。

そして、当市の市民税のたった10%ほどである法人市民税であります。法人としては多くの

経費として雇用に費やしている実態が、その残りの9割の個人市民税とリンクしているものであります。民間事業の売り上げあつて給与所得があり、個人市民税が存在することを決しておろそかにしてはなりません。

さらには法人の事業用地には、田畑に比べ100倍以上もの固定資産の宅地課税が課され、事業所の設備も、従業員の安心やお客様のニーズを確保するために大規模化も余技のない状況に、法人は特別課税措置もなく、経済情勢をかんがみることもなく大きな規模を課税され、粛々と、もくもくと納税に従っているわけであります。そういった視点からすれば、これまでの当市の法人向けの事業展開は法人市民税だけで2億円を納め、事業融資の利子補給と商工会加入者のための補助金、産業を誘致する道路、上下水設備等、どのような還元策を努めてきたのでしょうか。

そこでお伺いします。雇用と雇用条件を求める背景に法人市民税・固定資産税の会社法人への還元策、信用保証充実等の復興経済支援策について、市の考え方をお伺いいたします。

続きまして、第2点目として、市の社会保障予算拡充の適正規模と、国保算定ミスについて質問いたします。

社会保障に予算を投じること、すなわち市民の負担軽減がどれだけ借金返済のために資する希望なのでしょうか。病院にかかる負担ばかりを軽減することが、将来にわたって責任あるまちづくりなのでしょう。選挙の票を得るための最大公約の手段として、手ごろな実態を議会はみすみす見過ごすわけにはまいりません。私が求める社会保障施策の視点は、この質問においてもさきの質問で述べたとおりでございます。

また、国保算定ミスについては、会計検査院の指摘による返納とともに、さきの宮嶋市長による国保税率改正後、国保の資金状況が48億円という特別会計の予算ながら、2億円以上の不足が発生し、ほかの一般会計を初めとした会計から随時無償で借りていることは、さきの文教厚生委員会の報告のとおりであります。さらには国保会計における一般会計からの繰り入れ金も、前回の定例会におきまして、財政調整基金からの切り崩しは全く関係ないとの趣旨の答弁でありましたので、この法定外、繰り入れ予算をはるかに上回る2億円以上の不足額は、だれがどの予算を立てかえているのか、ご説明を求めたいと存じます。さらにはその立てかえによる一般会計事業の影響の説明も、国保以外の社会保険等の加入者に理解を得られるよう、受益者負担の原則に基づき求めたいと存じます。

そこでお伺いします。国民健康保険や介護保険、医療福祉費支給制度、生活保護等への費用対効果、長期計画、経常収支比率、予算措置、決算、会計検査等について、市の考え方をお伺いいたします。

続きまして、第3点目として、市長の市財政破たんの試算と財政計画と虚構について質問いたします。この質問に関しての趣旨は私のこれまでの一般質問のとおりでございます。宮嶋市長も総合計画の見直しの中で、大まかにシミュレーションするとのことでありましたので、その後の選挙公約で掲げられた人件費40億円の1割削減による国保税値下げや、中学生以下医療費無料の選挙公約や単独火葬場、水道料金改定等の政策の進捗を含めて説明を求めるものでございます。

そこでお伺いします。財政健全化判断比率の虚構、市財政の計画査定、債務超過試算、破たんシミュレーション、事業計画等、財源等について市の考え方をお伺いいたします。

続きまして、第4点目として、公益法人の利益と目的税による民間事業について質問いたしま

す。私がこの質問をする趣旨は、少子高齢化がますます進み、増大化する保健福祉予算や介護保険料において、当市に多く展開される社会保障サービス事業者、及びそこに従事する皆さんの働きが、サービスを受けるお年寄りと家族のほか、当市のまちづくりにおいてどのように利益を還元させるべきかというフォーカスのピントがいま一つ合っていないままでございますので、私は質問するものでございます。

さきの文教厚生委員会において、第5期介護事業計画にこのビジョンが不在であることは指摘させていただきました。さらにはさくら保育所の民営化においても、その選定において公益法人には非営利の条件、すなわち赤字運用が原則で、自己の財産等を補充することを掲げられていることが、今の福祉関連の就業機会や会計上の実態として、この時勢にいささか適していないと感じられるものであります。これだけの景気低迷で薄利多売なタイトなビジネスに比べれば、公費により利益と雇用の安定を確保できる福祉関連の業種は際立つものであります。

そこでお伺いします。一つ、公益法人の財産や報酬、給与、目的税を一部収入源とする民間企業等について、市の考えをお伺いいたします。

続きまして、第5点目として、神立停車場線都市計画路線における用地・建物の補償概算について質問いたします。

総合計画後期基本計画の見直しにおいて、宮嶋市長は本計画路線の事業を掲げる方向でございます。そこで、これ以上事業化の繰り延べが損失をさらに生み出し、税収向上の機会を逃し、神立駅前整備との相乗効果、さらには東西に長いかすみがうら市の幹線道路の不足等々、消極的なまちづくりとなるのか、路線整備の機運醸成を図るためにも質問に具体性を持たせ、いま一度事業化の意志を求めるものであります。

そこでお伺いします。都市計画線上の建物補償の累積試算額、都市計画決定後の用地評価額推移と都市計画路線部分の用地買収累積額について、算出額と市の考え方をお伺いいたします。

続きまして、第6点目として、市長の新盆見舞いの謝罪と公職選挙法違反の認知について質問いたします。さきの臨時会における書類送検に至った市長の謝罪は形式的なものと察するため、時期をおいて改めて真意を伺うものであります。

宮嶋市長の新盆見舞いにおける書類送検に伴う謝罪は、公職選挙法違反の認知であるのか、いま一度伺います。

続きまして、第7点目として、シルバー人材センター契約終了直後の民間事業者複数年契約について質問いたします。

施政方針として、宮嶋市長はシルバー産業による活性化を掲げていたにもかかわらず、さらには高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく地域の責務としての顧問の立場、援助の立場でありながら、市長、さらには保健福祉部は、強引なシルバー人材センターの契約の打ち切りについて説明がございましたが、理解しがたい説明でございました。

そこでお伺いします。今年度のあじさい館における施設管理の事業者選定における複数年契約の理由等についてお伺いいたします。

続きまして、8点目として、一部事務組合の管理者会議開催における決定権限について質問いたします。

石岡地方斎場組合の議決された事業計画に対し、一副管理者の立場でありながら、事業を棚上

げさせている法的権限、根拠の説明を求めるものであります。それに伴い、ほかの一部事務組合との整合を伺うものであります。

そこでお伺いします。一部事務組合の管理者会議開催と、組合議会開催における決定権限について、法令等の根拠について考え方をお伺いいたします。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時49分

再 開 午後 1時52分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目、市内企業への法人市民税・固定資産税による経済支援策につきましてお答えいたします。

平成20年のリーマンショック以降、本年3月の東日本大震災や昨今の急激な円高、タイの洪水などにより、日本への打撃は増すばかりであります。大変厳しい状況になっているところであります。国による震災の復旧・復興を目的とした第3次補正予算を活用することにより、復旧・復興はスピードアップするものと考えており、大きく期待するものです。

また、経済対策としては、1昨年から経済危機対策を打ち出し、緊急雇用制度などにより雇用創出事業を展開し、市としても緊急雇用の活用をしてきたところであります。このような経済状況の中、名古屋市においては個人・法人の両市民税を一律に10%カット、杉並区は将来の減税を見込み、基金を設置したりと施策を講じているところであります。しかしながら本市としては、財政規模的にもこのような措置をとれるかという点、現実的には困難であると認識をしているところであります。

市内の法人対策としては、独力で金融機関から融資を受けられない企業が信用保証協会、信用保証会社などに料金を払って保障してもらい融資を受けられるよう、信用保証等への案内や周知を行うように考えております。あわせて三次補正予算に基づく震災の復旧・復興対策を早急に対応して、市民の不安を取り除くことが必要かと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

2点目、市の社会保障予算拡充の適正規模と国保算定ミス の責任につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、市の財政破たんの試算と財政計画と虚構につきましてお答えいたします。

平成23年度第二次補正後の国一般会計において、公債残高は667兆円となる見込みで、これは

国民1人当たり約521万円、一般会計税収の約16年分に当たり、将来世代に大きな負担となる状況にあります。これに地方分201兆円を加えると894兆円が国及び地方の長期債務残高となり、その他の借入金も含めると、年度末には先般の報道のとおり、1000兆円を超えると見込まれておりまして、特に平成21年度以降は税収を公債金収入が上回り、国の財政状況は大変な状況になっております。

ギリシャ・イタリア国債に対する市場の評価は大変厳しいものがあり、国債発行による資金調達が大変困難になっております。また、アメリカ国債についても信用不安が見られ、日本においても税収不足を多額の国債発行に頼る現在の状況を改める必要性に迫られており、国民は負担以上の利益を求め、不足分は国やだれかが負担してくれるとの考え方を改めて、受益に相当する税負担を求められることになると言われておるわけでありまして。

当市においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化判断比率等の公表制度が設けられ、毎年度4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告しておりますが、平成22年度においてはいずれも早期健全化基準を下回っている状況にはありますが、財政状況が危険な状況にあるわけではありませんが、将来負担比率は114.8%と標準財政規模を上回っておりまして、県内44市町村でも36番目の状況にあります。景気の悪化に伴う税収減、高齢化等による社会保障関係費の増加などの状況において、経常経費の占める割合はより大きくなることを見込まれる中で、より一層の健全な財政を維持するために経営能力が問われており、後の世代に大きな負担をしいることがないように市政を行う必要があります。

国からの交付税、臨時財政対策債に依存する財政運営は今後も続けざるを得ませんが、安定した市政運営ができる財政状況をつくるために、今後も事業の必要性を見直して、人件費の見直しなどによる自主財源の確保に努め、市民の要望に沿った独自の施策を行いたいと考えております。

今後数年間の歳入歳出の見込みについては、平成24年度予算と合わせて現在検討している状況でありますので、今後お示しする予定でございます。

4点目、公益法人の利益と目的税による民間事業につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、神立停車場線都市計画路線における用地・建物の補償概算につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、公職選挙法違反の認知につきましてお答えいたします。

この問題につきましては、先般もお話ししたとおり、大変うかつにも、違法性の認識が配った当時はございませんでしたが、いろいろな方のお話を聞くうちに、この行為は公選法違反であるとの認識を持ったわけでございます。そういうことから、公選法違反の認知であるとお考えただいて差し支えないかと思っております。

7点目、シルバー人材センター契約終了直後の民間事業者複数年契約につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

8点目、一部事務組合の管理者会議開催における決定権限につきましてお答えいたします。

本市において、地方自治法に基づき設置された一部事務組合は、新治地方広域事務組合、石岡地方斎場組合、及び土浦・かすみがうら地区土地区画整理一部事務組合等があります。

地方自治法第292条（普通地方公共団体に関する規定の準用）に準用規定があることから、こ

これらの一部事務組合を代表するのは地方自治法上の長ではなく、管理者でありまして、管理者は当該一部事務組合の事務全般について、統括する権限を有するというようになっております。また、組合議会の権限についても同法第96条（議決事件）以下の権限があることから、条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定等の議決権や、議長や副議長の選挙等の選挙権があります。

石岡地方斎場組合の規約第10条に正副管理者に関する定めがありますが、正副管理者会議を組織し、その会議に付議する事項等は規定されておらず、また別の規則等においても定められてはおりません。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

古橋議員の質問にお答え申し上げます。

第2点目の市の社会保障予算拡充の適正規模と国保算定ミスของความについてお答えします。

まず、国民健康保険についてであります。ご承知のように近年の少子高齢化の進展や医療技術の進歩など、さまざまな要因により、医療費は年々増加する一方であります。

国保会計における保険給付費について、過去5年間の決算数値では、平成18年度の25億8364万円に対し、平成19年度で8.85%増の約28億920万円、後期高齢者の医療制度が施行された平成20年度が、高齢者の給付費が除かれたにもかかわらず4.84%増の約27億874万円、平成21年度が11.92%増の約28億9165万円、平成22年度が17.79%増の約30億4337万円となっております。

平成18年度と22年度を比較しますと、国民健康保険事業に係る保険給付費は4億5972万円ほど増加しております。また、市の医療保険事業費として実施している合計額、いわゆる平成18年度当時は国民健康保険と老人保健、22年度は国民健康保険と後期高齢者保険に係る保険給付費であります。平成18年度が56億379万円、22年度が64億724万円となり、18年度に比べ8億345万円の増となっており、医療保険事業に係る費用は増加傾向の一途をたどっているところであります。

一方、国民健康保険に係る現年度課税分の税収額については、平成18年度の13億181万円に対し、19年度で5.88%増の13億7831万円、後期高齢者の医療制度が施行され、税率改正を行った平成20年度が7.69%増の14億194万円、21年度が4.84%増の13億6478万円、税率引き下げを実施した22年度が4.45%減の12億4388万円となっております。

平成18年度と22年度を比較しますと、国民健康保険事業に係る国保税は5793万円減収となり、これに22年度の後期高齢者保険料1億9353万円を合わせても、1億3560万円増というような状況となっております。国においても新たな医療制度の創設に向けた見直しや、保険財政の安定化を進めておりますが、新制度への移行につきましてもはまだ先行きは不透明となっております。

次に、医療福祉費事業についてであります。平成18年度から22年度の間において、事業に要する経費は県補助分、市単独分を含めても、低額となった平成21年度の2億3651万円、高額となった平成18年度の2億6573万円、これら5年間の平均額2億5419万円というような所要額で推移してきております。

一方で当該事業の歳入では、対象事業費のおおむね2分の1となる県医療福祉費補助金、それ

と医療費のうち、高額療養費に当たる高額療養費返納金など合わせると、おおむね総所要額の2分の1程度が充当されているところであります。

次に、国民健康保険事業に係る会計実地検査の結果についてであります。去る平成21年12月15日、当事業の平成16年度から平成20年度分について検査を受けたところ、平成19年度及び平成20年度の実績報告等に不適切な箇所を指摘され、再算定の結果、厚生労働省へ交付変更申請書を提出し、額の確定を受けた後、あわせて1220万4090円を返還したものであります。なお、上記返還相当額のうち、医療給付費分については社会保険診療報酬基金から本年10月20日、療養給付費交付金を受領したところであり、今回の会計検査の指摘等を十分に踏まえ、今後の事務処理の上では留意するよう指示したものであります。

以上であります。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

古橋議員の質問にお答えします。

初めに、2点目の市の社会保障予算拡充の適正規模と国保算定ミスに関する責任についての中で、介護保険さらには生活保護等への費用対効果というような内容についての質問にお答えいたします。

介護保険制度は、介護の必要な方を社会全体で支えるための制度となっておりまして、国や自治体の負担金、さらには40歳以上の方が納める介護保険料が大きな財源となっているものでございます。社会全体で支えるという相互扶助制度になっているところでございます。

また生活保護につきましても生活困窮な方への扶助制度ということで、最近のデータで言いますと、10月現在では211世帯、258名が、今、若干昨年度に比べて増加傾向ということになってございます。ほとんどが高齢者世帯59.5%、6割近くが高齢者世帯、さらには傷病世帯が22.9、23%ということで、ほとんどがそういう世帯になっているのが現状でございます。

続きまして、4点目の公益法人の利益と目的税による民間事業についての質問にお答えします。

公益法人は日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人など、公益を目的とする事業を行っている事業者のことを指しております。したがって、公益を目的とすることから、税の優遇措置等はありませんが、一般の民間会社と違いまして、設立及び運営に関しましてはそれぞれ指導監督基準がございまして、さらには会計基準がございまして、

例えば社会福祉法人の場合は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法第22条により設立された法人を言いますが、障害者や高齢者などを対象とした福祉施設や介護施設、さらには保育園などを運営しているところでございます。市内におきましても保育所を初め、特別養護老人ホームなどの福祉行政の一端を担っていただいているところでございます。

続きまして、7点目のシルバー人材センター契約終了後の民間事業者への複数年契約につきましてお答えいたします。

一般に事務機のリース契約、建物管理契約などは、1年間だけでなく複数年の契約を結ぶことにより、経費削減など有利な条件になることが少なくございません。実際の予算におきましては、原則的には債務負担行為の議決を経なければ複数年の契約は結ばませんが、平成16年に改正され

ました地方自治法施行令によりまして、条例を定めれば複数年の契約（長期継続契約）が可能になってございます。質問の複数年契約につきましては、一括して業務を委託するため入札が必要なこと、年度がまたがった場合の業務の継続性を考慮し、条例に基づき2年間の長期継続契約としたものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

5点目の都市計画線上の建物補償の累積試算額、都市計画決定後の用地評価額推移と都市計画路線分の用地買収の累積額について、算出額と市の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

まず、用地評価額推移についてですが、国土交通省が示しております地価公示をもとにお答えをします。所在は中央出張所付近でございます。昭和49年は2万9300円。年々上昇し、平成4年には9万4900円となり、この後下落傾向を示し、平成23年1月1日では3万8000円となっている状況でございます。

次に、用地買収額の件ですが、前回の定例会でもお答えしましたように、整備済み面積を含めた全体面積は約2万6142平方メートルであり99筆あります。その中で、買収済み面積は1万1323平方メートルで39筆でございます。買収率は約43%。これまでに買収した金額は6億2659万7348円であり、1平方メートル当たりになりますと5万5338円というようなことになっております。

今後の買収予定面積は1万4818平方メートルでございます。残りの用地取得額につきましては、不動産鑑定をし、市の公有用地取得評価委員会での近隣の地価公示価格や路線価などを参考に決定していくものでございますので、今の段階では具体的な用地買収額は示せません。

次に、建物補償の関係ですが、これまでに建物移転等の補償費支出額は8777万9385円となっております。現在都市計画決定された区域内で、都市計画法第53条により許可を受け建築された補償対象物件は28軒でございます。物件補償につきましても、補償調査を行わないと具体的な補償費は示せません。

このようなことから、今後は神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況を見ながら、そして土浦市と共同による整備スケジュールを立てていきたいと考えてございます。平成24年には測量調査に入りながら、その後事業認可申請を行う中で、用地買収額や補償費を含めた全体事業費を示していければと考えてございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点目の法人市民税関係についてお伺いします。

ご答弁におきますと、信用保証を中心とした形の利子補給あたりであるかなと察するところなんですけれども、私が先ほどの質問の趣旨で述べたとおり、法人に限らず、個人事業として従業

員の方をたくさんお雇いになっている方も含めての話なんですけれども、やはりこの景気が厳しい雇用情勢の厳しい中で、大変なご努力をどちらの法人もされている。

そういった中で、これも先ほど申し上げたとおり、課税としても宅地課税ということで、一番ランクの高い形で評価され、おのおの法人は何とか納期を守って納めているわけでございます。雇用されている皆様の給与を何とか守りたいという、これは最低ラインでございます。さらに地域の税金のほうも、法人税は赤字であれば納めない形になっておりますけれども、法人市民税は最低均等割りをベースにした支払いの義務があるというわけでございます。

この日本の復興に向かっていく中で、やはり市民それぞれの負担軽減も角度によっては重要でございますけれども、それとともにやはり法人にも活力を与えるということが、皆様も安心して働いて給与を得られるということであります。私は今後総合計画の中に、まだ見直しが最後まで固まったわけではございません。やはりかすみがうら市が地方交付税にお世話になりながらも成長を目指す上では、具体的に法人の皆様にお示しできるような施策を設ける。金を借りるときだけの施策ではない形、これが必ずあるべきだと思います。

今、T P Pということで、非常に農家の方がセンシティブになっている状況でございますけれども、私はここであえて申し上げさせていただきますと、これまで農家の方にはたくさんの補助があり、課税面でも先ほど述べましたとおり格段に田畑の評価額は小さいわけであります。法人にとりましては、T P Pは経済関係の団体を中心として推進したいという声のほうが多いように見受けております。一次産業がかすみがうら市は多いという割合でございますけれども、先ほどのような2億円という形で法人市民税を納めているわけでございます。その2億円丸々を法人企業に還元しろというのではありません。利子補給以外に、何かお示しする意志はあるのか、まずこの点をお伺いしたいと存じます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

現在のところ、進出企業等につきましては市の優遇策があることはご案内のとおりであります。既に立地している企業等につきましては、いわゆる借り入れ時の利子補給等が中心になっているというのは議員ご認識のとおりでありまして、とりあえず当面は現在の産業政策を踏襲していきたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

宮嶋市長は特に一次産業を中心とした施策として、板橋区への出店を筆頭に、これまで行っておりました。私は二次、三次産業にも同じような予算配分があってもよろしいのではないかといいことでお伺いしたいんですが、いかがでございましょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先般、否決になりました板橋の多目的プラザであります。以前から申しておりますように、

板橋区への攻めというのは、農産物の直売事業というのは1つのきっかけでありまして、死んだ子供の話になりますが、多目的プラザの目的書にもあるとおり、あれを拠点として誘客をしたい。その誘客というのは単にいわゆる農業関係だけの誘客ということではありませんで、いわゆる第三次産業、いわゆるサービス業まで含めて、観光業も含めて、あるいは将来的にはシルバー産業へのことも含めてというふうに位置づけておったわけでございますが、多目的プラザはもうやらないということでもありますから、それがだめになったわけでもあります、そういう姿勢だけは残しておきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のご答弁から察すると特段にないというところに感じるものでありますけれども、私は法人の皆さん、工場用の土地にも緑地を設けなさいという形も、法令遵守した形の中でちゃんと設けている。にもかかわらず、緑地を設けながらも宅地課税されている。非常に本音厳しいところがあります。それにまして、ヨーロッパからいつ何どきさらに押し寄せてくるかもしれない、この非常に厳しい経済状況。

まずは基金と言っても法人が何かするには相当額な規模が必要ではありますけれども、私は何かしら事業展開の中で、企画課の皆さんが単独斎場の計画ばかりに考えを費やして、人件費を費やしてつくるのであれば、それと同等に企画課の皆さんが市内の法人企業のために、ひいては市民の皆さんの雇用のために計画を設けるべきだと思いますけれども、いま一度こういった企画課の皆さんを中心とした計画の素案づくり、プロジェクトチーム、そういったものについて市長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

企画課を中心としたというか、いわゆる商工業あるいは進出企業等に対する支援策と申しますか、それはいわゆる農業団体だけじゃなくて、手厚くしていきたいとは考えております。

現実に、商工会等の補助金につきましては現在2000万円でやっておりますが、農業団体等に対する補助金というのは従来だんだん減らしてきまして、もう来年度ほとんどゼロになるはずだったんであります。たまたま千代田農協が土浦農協に合併するというので、1000万円、今、お願いしているところでございます。これは一時金でございます。商工会は多年度にわたるものですから、これは商工会のほうをゼロにするということは、今、考えておりませんので、来年度は1500万円程度は商工会に対しても出していきたいと。来年度は農業団体に対する補助金はゼロになります。今年度は1000万円臨時的なものでございますから、今、そういう状況にあるわけです。

いわゆる商工業に対する助成であります。これも現在市の遊休農地の利用ということで、特別にチームではないんですが、対象が遊休農地ということでもありますから農林水産課内に便宜上置いておりますが、市内の遊休農地である程度まとまった場所、あるいは遊休農地に限らず山林等も対象に利用可能な土地を絶えずリストアップして調べております。それは私になりましてか

ら、農林水産課内にそういう部署をつくりまして絶えず物色しております。

一方で今の時期ですから、いろいろな企業のいわゆる製造工業的なものはほとんど引き合いがありません。しかしソーラーパネルを設置したりであるとか、あるいはトマト工場をつくりたいとか、そういった話は今までもあったわけでありまして、そういったときに即対応できるような、いわゆるトマト工場なんかは、農業と申しましてもいわゆる第六次産業的なものでありますから、相当の雇用も生めるわけであります。今現実には、かつての単なる製造工業だけの製造工業は日本から逃げ出している状況でありますから、この状況の中で製造工業を市内に誘致するというのはなかなか困難な状況ではあります。絶えずそういうことも含めて、芽は絶やさないとというふうを考え、そういうふうにしようと思っております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この質問をこの場でさらに掘り下げても、なかなか市長はややスポット的な部分に偏っているご答弁もありますので、もっとどこのまちづくりの取り組み方にでもあるような王道、正統派な企業の活性化をまずは講じるべきだと私は思うんですね。

東西には幹線道路も少ない当市の状況であったり、いまだに、今現在はやっておりますけれども、土浦千代田工業団地によく、今、水道を引いているような状況。さらには今回質問もしておりますけれども神立停車場線。いわばこの、昔で言えば停車場線と名づけているわけですから産業道路であります。こういったものが既存の各法人に効率のよいものにつなげる、さらにはさきの質問でも私も質問しましたけれども、おおつ野にいろいろ開発が起きてくれば、それとその恩恵もねらう。

そういったことで、かすみがうら市においては常磐自動車道があったり神立駅があったりしますが、いま一つこれの相乗効果というものが生み出せていない。私は正統派の地元企業の活性化策をぜひ、企画課でなければなかなかマルチに検討することはできないと思いますので、単独火葬場以上のプロジェクトチームを実行していただきたいと要望して、次の質問に移ります。

社会保障の予算でございますけれども、まず、これは突然申し上げた形の中で市民部長から答弁がなかったんですけれども、国民健康保険、当市の状況というのは文教厚生委員会の中でもお示ししていただきましたとおり、本算定の前あたりの月が非常にマイナスの数字が二億円半ばほどの赤となっているわけでありまして、これはさきの一般質問で、島田市長公室長が盛んにここへの法定外繰り入れは2億円ちょっとだというふうに訴えられておりましたけれども、その金額を超えてるんです。こういう実態。

私は今回も配布になっておりますけれども、例月出納検査、山内議員が監査委員でもありますけれども、この結果報告異常なしというふうにいただいております。これは、この国保特別会計が2億円以上もほかの会計からお金を借りているという状況、これは問題なしということをどういうふうに説明したのか。特にこの執行の中で出番の少ない会計管理者にお伺いしたいと思っておりますけれども、どういう形で説明をされたんでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

国民健康保険会計の歳計現金、月末残高が不足している、これに対する対応ということかと思
います。

これにつきましては、歳計現金は一般会計及び特別会計を含めて1つの預金口座で管理してお
りまして、国民健康保険特別会計がもしマイナスなるような場合には、一般会計からの会計間流
用という形で対応させていただいております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の会計管理者の説明を聞くと特に全く問題のない運用だということなんですが、これはそう
いうことで、市長、よろしいんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

問題はなかろうかと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

問題あると思うんですけどね。一般会計の事業に回す金がそれだけ圧迫されるわけですよ。な
さらには国民健康保険以外の加入者の方の財産も借りているわけです。そういう意味も含めて、
私は会計検査院の国保算定ミスということじゃなくて、この件に関してもミスであると私は指摘
したいところなんですが、こう申し上げても、問題はないというふうに市長はお考えですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何ら問題はないと考えております。これは本当に一時的なものでありまして、かつて以前、私
じゃなくて以前の市長であります、その時代、もう四、五年前になろうかと思いますが、膨大
な億円単位のお金を基金から一時取り崩してやってるというような運用をやってたわけですが、
それも法的には別に問題はないということでありまして、また戻せばいいわけですから、金庫の
中にあるお金がこっちへ行ったりあっちへ行ったりするのは、別に最終的につじつまが合ってい
れば何の問題もないと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、市長の答弁ありましたけれども、部長さんの中で今の市長の答弁を根拠を持ってご説明で
きる方、いらっしゃいますか。お伺いします。市長公室長で結構です。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの質問でございますけれども、市長の答弁と重複しますけれども、私どもの予算の中でのそういう流用といいますか運用ということの中で、問題ないと考えております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

まあ、まずもってがっかりしたというところでありましてけれども、いや、実態としてはなるかもしれないけれども、これはおかしいことじゃないですか。何の問題もないということはないと思うんですけれども、私がここで聞いても宮嶋市長はもう答えたことを撤回をしないでしょうから、先に進みたいと思います。

今後こういった形を是正するために、国保の財政調整基金等を設ける意志はありなのかどうか、市民部長でも結構でございます。どちらでも結構です。お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

現在の国保会計の中で財政調整基金というのではなくて、通常ですと徴収した結果、支出に差額が出た場合に、国保の基金を積み立てることができますので、単純に一定額を毎年積み立ててというような形での、現在の収支の状況では難しいと考えておりますので、現時点では調整基金を増やしていくのは難しいのかなととらえております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は国保専用の財政調整基金ということで申し上げたんですけれども、いずれにしてもなかなか財源が厳しい中で、ましてや中学生以下の医療費無料ということまで、恒久的な社会保障まで拡大しようとする流れは、私は非常に健全な運営というものに疑問・疑義が今回さらに重なるところではあります。

今回中学生以下の医療費無料の再々提案をされておりますけれども、議案の中でお伺いしてもいいんですが、ここで1つお伺いしたいんですが、なぜ時限的なもの、予算の限りということでまずは設計して、それが評判よければ恒久的なものにする。できそうであればやるという、そういう段階的なやり方があると思うんですけれども、なぜそういう恒久的に条例化しようというお考えなんですか。いきなりでかい買い物をしようという前に、試験的に時限的なものを行ったってよろしいんじゃないですか。予算の限りでここでとめるとか、そういう社会保障も無理無駄のない運営だと思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回お願いしております中学生以下の医療費の無料化議案であります、これは来年の7月からをめぐりに実際には実行したいと考えております。

段階的にとという話もございますが、それは選択の問題でありまして、7月以降となりますと、今の見通しだと所要額は4000万円程度になろうかと思いますが、私は十分来年度予算でそれは対応できるというふうに踏んでおります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

景気がよければ、それも考え方としてよいかもしれませんが、こういう経済情勢ですから、先ほども申し上げたとおり、保護者の皆さんの財布は軽くなりますけれども、次世代の子供たちのつけになるわけですよ。そのバランスというのは整える。これは役所の責務だと思うんですけども、市長は既にもう提案されてますから、じゃあ、ここで考え直すというわけにいかないでしょうから、また先の質問にお伺いしたいと思います。

続きまして、3点目の財政に関する再質問をさせていただきます。

ご答弁の中は特段、骨抜きのような答弁だったという私の感想です。独自施策でやるって、独自施策、どういう方向で独自施策をとってやっていくという、つかみどころもない、市長が掲げた選挙公約が柱になっているだけであって、市長が実際、選挙でこれも唱えられてた財政破たん、人件費から1割削って、その4億円のうち1億円を財政の健全化に充てると漫画にかいてありましたけれども、医療費無料化よりも私はそっちを一番取り組んでいただきたいと思うんですけども、その漫画にあった財政健全化のための1億円というのはどういうふうに組み込まれる予定なんですか。ご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人件費の今現在、私が就任時の人件費というのは三十八、九億円あったわけですが、それを1割程度をめぐりに削減するということを申しておりました。そういう中で、いわゆる少しでも健全化を図っていくと。そのために人件費だけではなくて、問題になっております石岡斎場等についても、4億円ということになれば1億4000万円程度は浮いていくということになるわけがあります。1億4000万円が全部浮くわけではないですが、特例債の適用部分もあるわけですから、しかしそういった少しずつの積み重ねをきちんとやっていく。使うべきところには使っていくと、先ほど午前中も教育予算については十分配慮するというような答弁を申しましたが、そういう必要などころにはきちんと使っていくという財政運営を考えております。

また基金として積み上げるということも、これも大事かと思いますが、まずはその前に今回の給与法案等についてご承認いただければ、そういうところにも回っていかうかと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は事業所のあるじでもあるんですよ、市長。市長が、雇用主が従業員の給料を下げることばかり旗振ってる。市長もご自身で会社を幾つかやられておりましたけれども、これはそういったことで従業員に示しがつくんですか。私は非常に疑問です。

実際、今、選挙当時のその38億円、この人件費はいろいろ職員の定員管理が計画以上に進んで形の中で、今、現状として総額人件費何億円になっているか。総務部長、ご答弁お願いします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

現在、手持ちに資料がございませんので、後ほど、できれば文書にて報告したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

具体的な数字は結構です。後ほどは結構ですので、じゃあ、再度お伺いしますけれども、市長が当時掲げられていたその1割、既にもう3億8000万円以上は減っているというふうに私は耳に入ってくるんですけれども、これは事実でしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

大変申しわけございませんが、それを含めまして、後ほど文書にて回答申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 2時57分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

大変失礼いたしました。

それでは、先ほどのご質問に対するご答弁を申し上げたいと思っております。

平成22年度が合計で39億3491万4000円、平成23年度、これは予算ベースでございますが37億3126万7000円で、比較をいたしますと2億364万7000円の平成22年度と23年度とでは減というような形になっております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、数字をみる答弁いただきましたけれども、市長がその漫画で勘定した形は、当時は市役所の内部にいたわけでもございませんし、その計算の仕方がいま一つ整合性が見えませんが、今回、給与の条例を先に人勧分は可決しましたけれども、特例の分がありますので、その説明の中でしっかりと説明をしていただきたいということを要望します。

そしてこの財政の問題で再質問をまたさらにさせていただきますけれども、今、財政危機ということで、海外においても市内においても市長が言うとおりの人件費をベースにした支出で苦しむわけでございますけれども、歳入の面では市民の皆さん、国民の皆さんの所得のダウンが非常に財源として苦しくなるわけでございますけれども、市長公室長にお伺いしますけれども、市民税20億円、この変動に備えた具体策、先ほどのご答弁にもあった独自施策というのはどういったものが考えられるのでしょうか。お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

市民税につきまして、厳しい状況の中で歳入の減ということは見られるかと思えます。独自政策ということでございますけれども、独自政策については特に考えておりません。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

じゃあ、さらにお伺いしますけれども、市長は肝入りで事業仕分けされてますけれども、今後何かこの事業仕分けをしたこと、これは独自でやったと思うんですけれども、具体的な対応、今後何かどういうふうにも総括されてるんですか。ご答弁を簡潔にお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

事業仕分けの報告書が先般上がってまいりました。これは結構厚いものですが、この報告書で一人一人の仕訳け人の方がいろいろ言ってくれた意見等も細かく入っておりますので、それを、今、じっくり読みながら、車の中に置いたりして合間に読んでいるところでございます。そしてこれを来年度の予算策定等には使っていきたいと思えます。

ちなみに申しますが、つい先般、補助金審議会のほうの報告書もいただきましたので、それもあわせて事業また補助金、それもあわせてよく精査をして、来年度の予算にぜひ反映させたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長はいろいろご多用でしょうから、細かい点は市長公室に財政課というところもあるわけですから、そういったものに仕事をさせるべきではないかというふうに思う次第でございます。

ほかに、我々議会としても決算委員会であったり監査委員としても決算審査を行っているわけでございます。先ほど事業仕分けと補助金審議会ということで、市長の肝入りの会合だけをご答弁されておりましたけれども、我々の決算委員会、監査委員の決算審査、これらはかすみがうら市にとりましてどういう位置づけなんですか。お伺いいたします。

○5番（古橋智樹君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会のほうは議会のほうできっちりと精査をしていただきたいと思います。

私が全部予算書をつくるような印象にとられたとすれば、それはもちろん担当課がおりますので、担当部課できちんとやってはおりますが、私も一緒に、それを執務中ずっとそれを見て過ごすということはありませんので、車の中に置いたり何かして合間に見て、概略の流れをつかんでいるという状況を申しただけでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私もこの質問を毎回毎回消極的な思いでやりたくもないので、宮嶋市長が選挙のときに掲げられていたかすみがうら市は破たんするんだ、今にも破たんするんだというのは、これはその場の勢いで言ったということで理解してよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさにこのままやっていけば、かすみがうら市が破たんする前に国が破たんします。それが本当に国債を買っている人たちの心理だけでありますから、いつ本当に破たんするか、もうあしたなのか3年先なのかは、これは神のみぞ知るで、そういうことだろうと思います。

そうすると、かすみがうら市はその国から、国の保証で毎年赤字分を臨時財政対策債ということでもう既に50億円も積み上がっているわけですから、これは国が破たんすればそれが来ないんですから、うちのほうも連鎖で破産すると。もうこれは自明の理であります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ここで言い合いをしても、市長はご自身の選挙公約が何といても第一でしょうから、先ほど来指摘させていただいているような会計間の問題のない金のやり取りとか、人件費が給与等の削減を図っている中で現状がどうなのかを把握していない。こういうものを是正していただきたいと要請いたします。

続きまして、4点目の公益法人の利益等目的税による民間事業について質問させていただきます。

昨日、一般質問の中で、老健についての市長の考え方がありましたけれども、こういったものは本来は審議会にちゃんと諮問するべき市長の責任があったと思うんですけども、なぜそういったお考えを持ちながら諮問しなかったんですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

[古橋議員「老健施設について、きのう佐藤さんに答弁しましたよね。介護保険。介護保険第5期の事業計画の審議会をやりましたよね。諮問しましたよね。なぜその中にそういった考え方を諮問させなかったんですか」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

第5期の計画書の策定に当たっては、最終段階で報告を受けたわけでございます。

[古橋議員「諮問するのがまず一番でしょう」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、諮問ではなくて、策定計画をつくってるわけです。策定計画というか、要するに第5期の福祉計画を担当課でつくってるわけです。諮問とかそういうことじゃなくてつくってるわけです。つくってる中で大体になったので報告したいということで、報告を受けたわけです。

その報告の中で、私がいわゆる、今、増床計画のある業者が、具体的に聞いているのは2社あるわけです。その2社について、今のままいわゆる介護保険の算定に考慮に入れないと、県のほうはまずいと言っているわけです。制度上のそういう問題があるので、今、その部分を私が県に行ってかけ合うからとまで言って保留になっております。そういう状況です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、私は委員会の中で次の第6次に反映させてほしいと言いましたけれども、市長がそこまでおっしゃるんだったら、別の形でちゃんと諮問を諮って、そのあり方を緊急にまとめていただきたいということを要望いたします。

それから、続いて次の質問に移りたいと思います。神立停車場線に移りたいと思います。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほど市長が答弁した件でちょっと補足と言いますか、ちょっと訂正させていただきたいところがございます。

現在第5期介護保険事業計画は策定審議会に審議をお願いしているところで、先般その内容を現況を市長の報告したということで、まだ現在決定されておりませんので、その辺はご理解願いたいと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、まだコンサルティング業者のほう、納品ということではないんでしょうから、至急そのコンサルティングの業者に市長の考え方もぜひ諮問するように、市長が指示すべきだと思います。

続いて、神立停車場線について再質問をさせていただきます。

私が先般、神立は土浦市と隣接した地区でございますので、かすみがうら市の神立ということでは本来ございません。神立停車場線が私としては何としても税収を上げて自主財源をより安定を図っていただきたいということで、私は質問させていただいております。

そのためにも、隣接市、土浦市さんとの共同の足並みをそろえて進めたいという土木部長の答弁がありましたけれども、路線の名前が、私、正確に合っているかどうか申しわけないんですが、木田余真鍋線ですか。千代田ショッピングセンターに神立球場からつながるといふ計画路線がありますけれども、私は向こうの都市整備の部長さん、東郷さんに、いろいろ私も地元の方からそっちの計画どうなってるんだということで私に質問がありましたので、直接電話する機会がたまにありましたのでからお伺いしましたら、次年度には何とか用地調査の費用を取りたいというところまでということなんですけれども、その辺の足並みというのは、接続する神立停車場線、私は合せるべきだと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

土浦市の部長さんとは、神立駅西口地区土地区画整理事業も一緒に検討している間ですので、その辺の話も徐々にしている状況でございます。その辺の突き合せをしながら進めていければと思っております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

土浦の東郷さんは、次期予算、来年度には調査費用を組みたいというお考えですので、先ほどの部長ですと測量ということで、一歩手前の段階ですので、ぜひそのあたりは相乗効果が得られるようなタイミングを見て、私は足並みをそろえるようにしていただきたいと要望いたします。

1点、この質問、補償概算ということで、答弁しがたいというような先ほどの大川部長のご答弁でしたけれども、前の市長のときにショッピングセンターのわき200メートルほどをやったわけですが、そのときに建物の補償、特に計画路線上にはアパートですね。6世帯前後のアパートが何棟も建っているわけでございますけれども、それはその200メートル区間の中に、建物としては古かったとは思いますが、それがおおむね幾らぐらいの実績であったということで、もし把握していることがございましたらご答弁をお願いします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

6700万円程度だと記憶してございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

その金額から、私が頭の中に残っているその建物がそんなに補償がかかったのかと思ってびっくりするところです。それがもう、今、計画路線に20棟以上ですか。

〔「28」と呼ぶ者あり〕

○5番（古橋智樹君）

28棟ですね。それを勘定したら、それだけでも非常に大きい予算になってくるわけですが、この財源を市長は総合計画の後期の中に掲げておられますけれども、どのようにお考えなのか。この神立停車場線の財源、神立駅前とは別にお考えいただいて、この財源をどうするのかお伺いしたいと存じます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

神立停車場線については、これはかなり以前からの計画でありまして、長年放置してきたために、今、その上に民間の施設が建っちゃっているというようなことも聞いておりますし、非常に今後事業を進めていくのは困難ではなかろうかと思えます。しかし、いずれ前向きにできるところからやっていかなくはなりませんし、起債等もしながらやっていくということでもありますから、一方節約するものはもう絶対に節約しなければならないと考えております。そういうところで財源をねん出してくるしかないのではないかと思います。

それともう一つは、やはりあそこの神立地区の再整備については、やはり長期的には、もう、今、かすみがうら市の単独で市としてやっていくというのは非常に困難になっていると思えます。ますますこの先困難になると思えます。そういうことを考えれば、やはり大きい都市構造の中でやっていく必要があると思えます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今ある予算の中からねん出してということですが、それであっては何年たっても通せないのかなと思ってしまうんですけども、市長はたまには汚れ役になって都市計画税を初めとした形を考えると、そのぐらいのまちづくりの決意というものも、私はやはり検討すべきかなと思えます。

しかしながら、市街化区域は当市の全体から見れば非常に課税が高い現況であります。そういった部分を充分配慮して、最終的にはその地区の皆さんに一番受益者として還元があるんだというようなことを説明するのも市長の仕事だと考えておりますので、火葬場や医療費の中学生以下の無料などと同等に、そういった責務も果たしていただきたいということを要請いたします。

続きまして、第6点目の市長の新盆の見舞いの謝罪、公選法違反の認知ということで、先ほどのご答弁で公選法違反の認知であるというふうにご答弁いただきました。

ここで総務部長にお伺いしたいんですが、仮に職員が同等の形で書類送検された場合、職員は

どういう処分を受けられるんですか。お伺いします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

まず、そういった事実関係を確認しまして、その事実関係が確かであるということであれば、それなりの委員会がございますので、その委員会の中で判断をするというような形になると思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は今回、特にそういうことで、市長、こういう流れに至った中には、私は特に面識もない家庭に見舞い品まで置いていった。これはどう考えても買収意識です。私はなぜそこで線香だけを上げて、ご焼香を上げて帰ることができなかったということを先般も聞きましたけれども、それがなぜできなかったのかということのを再質問させていただきます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私どもの地方では長年の習慣で、お線香参りに行くときは、お線香を本当に先方のお線香を使わせていただくわけでありますから、お線香代、香料という形で現金をお持ちするのが通例でございます。

訪問したお宅が面識のない家だったということではありますが、私は一方でその当時の認識としては、いわゆる市を代表して弔意をあらわすという必要があるのではなかろうかという意味合いで行ったわけであります。しかしその公費でやれば、公費でかすみがうら市長ということで敬老祝い金みたいな形で持っていけば、それは合法であるということのを後で知ったわけでありますが、従来、私はかつて出島村長時代も含めて、周りの仲間もそうでありますが、いわゆる公費でやるという感覚はあまりないわけであります。いわゆる公費で、そういうものに公費を使わせていただくということは、かえって何かやましいとか、おこがましいとか、そういう意識をどうしても持っておりました。ですからつつい私費を使ってやってしまったわけでありますが、これは今後は違法であるということでありますから、仮に市を代表してという気持ちがあったとしても、今後は別な形でそういう弔意をあらわしたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

我々も含めて、有権者に向かって新年のあいさつはできないとか、そういう規定もありますから、先ほどの国民健康保険に2億円の金の資金繰りを充てて、何の問題もないという答弁を平然と部長にもさせる。こういう部分も含めて、もう一度、いま一度、法令遵守の理念も含めてよくお考えいただきたいと申し上げておきます。

続きまして、シルバー人材センターの複数年契約について再質問しますが、先ほど保健福祉部長の答弁では、円滑な事務運営と金額をちょっとでも下げることが、複数年契約の特段の理由だというようなことがありましたけれども、それをおっしゃったら、市全般の全体の契約のあり方、単年度で予算議決をしてそれからやっていると、私は崩れ過ぎるのではないかと思うんですけれども、なぜ非常にこのあじさい館だけに絞った特段の形があるという、非常に私は疑義を感じるところであります。

そこで1点お伺いします。この最終的に入札で落札されました高橋興業さん、高橋興業さんと宮嶋市長は何か以前よりおつき合いはあったんでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

高橋興業は結構大きい会社でありますから、私はもう30年以上前になりますが、高橋興業の当時専務だったかと思うんですが、30数年前にJ Cでお知り合いになって、それ以来高橋興業という名前は存じております。ただ、その当時の専務は辞めまして、今はリタイアなさっていると。ただ、おつき合いはもうずっと途絶えておりまして、その方が、今、どこにいるかも存じ上げておりません。

ただ、私の娘がつくばのほうに嫁いでおるものですから、そこのおやじが市議員をしております。その市議員の選挙のときに知り合いまして、ここにもいらっしゃる栗山議員の選挙のとき、あるいは私の選挙のときに、そういうご縁でお願いをしたことがございます。そういったご縁でございます。

しかし契約上について特別の関係はございませんで、それはもうお知り合いの業者は、私はそのほかにいっぱいいます。結構土浦の業者とかササキさんも知ってますしヤマモトさんも知ってますし、私は以前そういう業界に身を置いたことがありますから、いろいろな業者を知っております。市内の業者はもちろんでありますし、そういう特に知っている業者のうちの1人であるというご認識を持っていただければよろしいかと思えます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そこでさらにお伺いしますが、シルバー人材センターに所属されてあじさい館で仕事をされた方々を、高橋興業さんにあっ旋というべきかどうか、紹介したという経緯。これはどのようなルートで、どなたがそういう話を持ち掛けたのでしょうか。時間が迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

高橋興業さんの名前は、今回出てきたのは、実は私が就任いたしましてすぐ、以前この千代田町当時の町会議員をなさっていた佐藤昌廣さん、この方は今現在阿見のほうへ週3回テニスを教えに行っているらしいそうです。佐藤さんが見えまして、かすみがうら市のグラウン

ドのいろいろな管理はどうなってるんだと。もう阿見のコートは全然違うよということを言われました。その阿見のコートはどういう管理をしているのかということも教えてくれまして、そこが高橋興業がやっていることも担当が聞いたわけでございます。当時小松君が聞いたわけです。

そういうこともありまして、私は別に高橋興業に特にこだわっているわけではありませんが、いわゆるそういうたぐいの業者はいるだろうと。だからそういう業者二、三社から見積もりをとってみなということを担当に申しまして、多分3社ぐらいの見積もりをとったかと思うんですが、その中にたまたま高橋興業も入っていたということでもあります。そのたまたまというのは、そういう経過があったので、そのこともあわせて話してありますので、自然な流れの中でそうなったのかと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私はこの複数年契約の判断は、特に部長が中心になってやったというふうに説明をいただいております。そうすると、市長はあじさい館の担当者に、どこか見積もりをとってみろというだけの話にとどまったということの今のご答弁というふうに理解してよろしいですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全くそのとおりでありまして、その当時はというか、見積もりをとれと言ったのは、高橋興業からとれということは言ったかどうかちょっと覚えてないんですが、いずれにしても高橋興業が阿見をやっていると。阿見を見てきなということで見に行かせたような経過もございまして、その結果ということもございまして。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

シルバー人材センターの契約終了、これはいつどなたが契約は終わりなんだということをお伝えしたんですか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

質問の内容は、本年度前半6カ月の契約で終わりだと話をどのように判断したかということかと思っております。

この内容につきましては、昨年度中に市長より民間に一括委託を検討という指示を受けております。そういうことで平成22年度と平成23年度の事業の継続性というか、管理業務を1日も切らすことはできないということもありまして、平成23年度前半上期6カ月は従前どおりの契約という形で、昨年度中に私のほうで判断したところでございまして。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

シルバー人材センターさんにはいつどなたが契約終了を伝えたんですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

実際にシルバー人材に伝えたのは、見積もりを取ったのは3月当初ぐらいかと記憶してございます。その時点で説明してございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

このあじさい館の、新たに認可事業の発注をした入札の告示の日と、告示の周知をどれぐらいの期間おいたかというのを総務部長にお伺いしたい。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

あじさい館の管理業務一括の委託の告示日ということでございますが、8月15日でございます。それと入札が8月25日でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

たしか私は8社参加したとお伺いしておりますけれども、10日間で8社、しかもこの時点で複数年契約ということで、検査管財課のほうでは説明したんでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

私の手持ちの資料によりますと、指名競争入札ということでございます。指名したのが7社でございます。また、指名の業者の複数年というようなことでございますが、仕様書等によりましてそういったことを伝えてあると思っております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、見積もりの段階で1年半ということでございますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

長期継続契約という、これは管財との協議の中でそういう事業の継続性というのを考慮して、2年間という判断をいたしました。そのときに、ということで24カ月という資料を私のほうで作成したものでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

あじさい館の運用ですね。シルバー人材センターさんが長年やってきた形、これを公式の会議で市長の命を受けて正式な会議を設けたのか、それとも市長の命令ということだけで実行されたのか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

この内容につきましては予算範囲内ということ、その辺は市長とも十分協議した中で、内部的には公式の会議といたしますか、部内の判断で、私のほうの判断で市長と協議しまして実施、契約したという経過でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この8月に告示したということですが、その前後、それから9月の補正予算の中で、担当部からは長年勤めてきたシルバー人材センターさん、ここから変わるというような説明は、予算の説明の中で1つもなかったんですね。私がそこに新しい人件費を取ってアルバイトを雇うんだという中で、私は非常にその答弁から隠してる部分があるなという印象を、私はその会議の中で不思議に思ったことがあります。震災のときの3月の中でも、本来であれば、そういう計画があれば説明を私はもらうべきだったところなんですけど、震災を挟んだ関係でそのあたりまで調査できなかったことは、非常に私は残念に思っております。

時間がありませんので、次の8点目をお伺いしたいと存じます。

先ほど地方自治法の根拠をもとに、管理者、正管理者が権限をお持ちだということで、市長はよく市長の権限ということで、議会の議決とは相反して市政の運営を強行されることもあります。宮嶋市長は副管理者の立場で、根拠は、権限的には自治法で担保されていないんですけども、それでいて、私は応じてくれる石岡の市長、小美玉の市長の懐の広さに市長らしさを非常に感じる場所なんですけれども、ふだん市長権限を行使されているわりには、石岡地方斎場、副管理者という正式な形の権限はないんですけども、そこら辺の立場でありながら、2人の市長さんが話に応じてくれている。ここら辺に宮嶋市長が人間として心の痛みというのがあるのかなのか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

制度論になりますが、いわゆる自治法上は一部事務組合もいわゆる個別の自治体も同じ扱いになっております。ただ、一部事務組合の管理者とこの副管理者のうち、副管理者は3人いるわけですが、石岡の副市長も入っております。石岡の副市長も同じ副管理者ですが、石岡の副市長と私と小美玉市長である島田、一部事務組合では副管理者になりますが、これは根本的に違います。

何で違うかという、おのおのの自治体の支出権を持っておりますから、ここの一部事務組合の財布は、いわゆる管理者といえどもおのおのの自治体には影響が及ばないわけです。ですから、いわゆる同じ副管理者でありながら、田口副管理者との違いはここにあるわけです。それが、この一部事務組合の運営上の難しさになっているわけであります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、先般、市長は新治広域の事務局長の選任を新たにされましたけれども、こういつたことで土浦市と石岡市の副管理者の皆さんに、公式に人選は同意をいただいているんでしょうか。お伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは支出を伴わないものであります。伴わないというと人件費、給料を払うわけですから、伴わないというと語弊がありますが、いわゆる人事権の行使であります。これはお互いに、例えば斎場組合にしても湖北環境にしても新治広域にしても、それぞれの管理者が専権的にやっております。新治広域については私は報告はしません。湖北環境については報告も受けません。ただ、次の会議のときや何か新しいこういう活動だよと、あるいは会計管理者が来たよと、それは紹介はされますが、そういう慣例はございません。したがって、それで何の不都合もないというふうに私は考えております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の宮嶋市長の答弁からすると、我々議会が医療福祉費の否決をした。それに対しての第222条の1件のコメント、コンプライアンスという根幹的な考え方からすると、私はあべこべだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

同じ自治法であります。222条は、繰り返しますがいわゆる規範法というやつで、いわゆる12月の議会にできもしないと明確に認められるような、将来の債務負担が生じるようなことを議決するということが禁じられているというふうに私は思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

いずれにしても、その解釈は市長とこちらの議会は違うのかもしれませんが、いずれにしても我々としても根拠に基づいて判断をしているわけです。先ほど市長が言われた財布のかぎを持っているというふうに、同じような解釈をいただいてもよろしいかと思えます。

そういったことから、その市町村間であったり、この議会であったり、それはやはりお互いを尊重するという思いがあって、最終的に意志が決定されたり否決されたりするわけでございます。私は市長がそういった先ほどの答弁でご判断されてやっているということは、言葉で端的に言えば職権乱用だというふうに思うんですけれども、ご自身として、その市長の権限を振り回しているという意識は毛頭ないということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

残念ながら、毛頭ありません。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

以上で終わります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

日程第 2 休会について

○副議長（中根光男君）

日程第2 休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす12月3日から4日までの2日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月5日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時45分